

### [ 事案 13-1 ] 入院給付金請求

- ・平成 13 年 6 月 4 日 裁定申立受理
- ・平成 13 年 8 月 1 日 裁定不開始（提訴）

#### < 申立人の主張 >

保険会社は入院給付金全額（129 日分）を払うこと。

#### < 保険会社側の主張 >

申立人の病気は通院による治療が相当であり、入院治療は不要。従って、約款に規定する支払事由に該当しない不必要な入院である。

不必要な入院であること等を裁判により明かにするため、裁判所に提訴する。

#### < 裁定の概要 >

裁定審査会は、保険会社が裁判により解決を図ることについて相当の理由があると認め、また、保険会社の裁判所への提訴の意思を確認したうえで申立人に宛て「保険会社は裁判により解決を図ることを明かにしていることから、当審査会は裁定を開始しない」旨の通知を行ない、裁定を終了した。なお、後日保険会社より裁判所に提訴が行なわれた。

#### < 解説 >

提訴等に関する取扱いについては、裁定審査会運営要領において以下のとおり規定している。

- ・裁定に適さないと判断した場合および相手方が訴訟や民事調停により解決を図ることを「裁定不承認届」を提出することにより明確にした場合は裁定不開始とする。
- ・紛争の早期解決を図るため、特別の理由がある場合を除き、相手方は「裁定不承認届」を提出後、3 ヶ月以内に提訴または民事調停の申立を行い、提訴または民事調停の申立て後遅滞なく裁判所の訴訟受付番号等を裁定審査会事務局に報告しなければならない。
- ・相手方が「裁定不承認届」を提出後、特別な理由がなく 3 ヶ月を経過しても提訴または民事調停の申立てを行わない場合は、裁定審査会は裁定手続を再開する。